

2024年10月17日
東京海上日動火災保険株式会社

故障搬送時車両損害補償特約の補償変更について

2025年1月1日以降、ご契約のしおり（約款）で規定する故障搬送時車両損害補償特約の補償について、補償内容を拡大いたしますので変更後の補償内容についてご案内します。

1. 変更の概要

故障搬送時車両損害補償特約の補償内容を拡大し、ご契約のお車が故障により走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合において、故障損害が生じた部品の修理または交換に付随して交換または補充が必要となった消耗部品や油脂類の交換または補充に要する費用を補償の対象といたします（従来は補償対象外でした）。

上記に該当しない消耗部品や油脂類の交換または補充に要する費用は従来と同様に補償対象外です。詳細な内容につきましては別紙1をご参照ください。

2. 変更の対象

2024年12月31日以前始期契約について、上記変更を適用いたします。

本件についてご不明点がある場合は、ご契約の代理店または当社までお問い合わせください。

以上

別紙1 2025年1月1日以降に発生した保険事故に適用されるご契約のしおり（約款）

故障搬送時車両損害補償特約 第5条（お支払いする保険金）抜粋

第5条（お支払いする保険金）

(1) 1回の事故について、当社は、普通保険約款車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)および車両価額協定保険特約第4条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、下表の規定にしたがい、被保険者に保険金を支払います。ただし、1回の事故について、10万円を限度とします。

	ご契約のお車の損害の状態	保険金の額
①	次のいずれかに該当する場合 ア. ご契約のお車の修理費が協定保険価額(*1)以上となる場合 イ. ご契約のお車の損傷を修理できない場合	協定保険価額(*1)
②	①以外の場合	車両価額協定保険特約第4条(2)の表の②に規定する損害の額

(2) 当社は、(1)の規定に関わらず、下表のいずれかに該当する費用に対しては保険金を支払いません。

①	走行不能の原因となった故障損害に起因しない故障損害に関する修理費
②	消耗部品(*2)、油脂類(*3)の交換または補充に要する費用。 ただし、故障損害が生じた部品の修理に付随して交換または補充が必要となる場合を除きます。
③	法令に定める定期点検整備費用、定期部品交換にかかる費用およびそれらに伴う予防的整備費用
④	ホイールのバランス・アライメント等の調整費用、点検費用または清掃費用
⑤	ご契約のお車のコンピュータ、マイクロプロセッサ等の集積回路またはこれらに類する部品のプログラム、ソフトウェア、インプットデータ等に生じた損壊、改ざん、消去等に対する修理費(*4)
⑥	リコール等(*5)の対象となっている部位の修理費

(3) 故障損害から生じた一連の損害として普通保険約款車両条項第1条（この条項の補償内容）の表の①の規定により支払う保険金のうち故障損害以外に係る保険金を支払う場合は、故障損害以外に係る保険金を優先して支払います。この場合において(1)の規定により支払う保険金の額は(1)ただし書の規定にかかわらず、次のいずれか低い額を限度とします。

①	10万円
②	協定保険価額(*1)から車両価額協定保険特約第4条（お支払いする保険金）(1)の規定により支払われる保険金の額を差し引いた額

(*1) 協定保険価額が保険価額(*6)を著しく超える場合は、その保険価額(*6)を協定保険価額および保険金額とします。

(*2) 消耗部品とは、時間の経過やご契約のお車の使用等により摩滅、腐し、さびその他自然の消耗が生じる部品をいい、スパークプラグ、Vベルト等のベルト類、オイルフィルター・フューエルフィルター・エアコンフィルター・エアクリナーエレメント等のフィルター類、バッテリー、ブレーキパッド、ブレーキシュー、フリクションディスク、ワイパーブレード、ワイパーブレードラバー、ヒューズ、電球、チューブ・パイプ・ホース等のゴム製部品その他これらに準ずる物を含みます。

(*3) 油脂類とは、時間の経過やご契約のお車の使用等により交換または補充が必要となる油脂および燃料等をいい、オイル、フルード、グリース、燃料、冷却水、バッテリー液、ウォッシャー液、クーラーガスその他これらに準ずる物を含みます。

(*4) パージョンアップやデータの書換えに必要な読出専用半導体メモリの更新作業費用を含みます。

(*5) 道路運送車両法第63条の2または同条の3に基づき実施される改善措置等をいいます。

(*6) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。